

平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等によって倒壊するおそれのあるブロック塀等を除却することにより、災害を未然に防止し、避難路の安全の確保を図ろうとする者に対する補助金の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 当該補助金交付事業は、平塚市耐震改修促進計画に基づき実施する。

3 補助金の交付に当たっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

(2) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)

(3) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日制定)

(4) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)

(5) 補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 一戸建て住宅等に附属し、かつ、道路に面し、道路面からの高さが80センチメートル以上の高さを有する塀及び門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル又は石材等を用いて築造したものをいう。

(2) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項若しくは第2項に規定するもの又はその他市長が認めるものをいう。

(3) 一戸建て住宅等 平塚市内に存する一戸建ての住宅又は兼用住宅(延べ面積の2分の1以上が住宅部分のものに限る。)をいう。

(4) 倒壊予防策 既存の危険なブロック塀等を除却する工事(一戸建て住宅等の除却、新築又は改築に併せて行う工事を除く。)をいう。

(5) 所有者 ブロック塀等を所有する者をいう。

(6) 居住者 ブロック塀等に附属する一戸建て住宅等に居住する者をいう。

(7) 非課税世帯 補助金の交付を受けようとする者(居住者ではない者を除く。)のいる世帯員全員について、規則第5条の規定による申請を行う年度の前2年度分の市県民税が非課税の世帯をいう。

(8) 一般世帯 非課税世帯に該当しない世帯をいう。

(9) 補助事業者等 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)又は倒壊予防策の施工者をいう。

(10) その他の用語については、建築基準法の例による。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付の対象となる危険なブロック塀等は、居住者がいる一戸建て住宅等に附属するブロック塀等であって、市長が地震等によって倒壊するおそれがあると認めたもの及びこれに準ずるものとして市長が特に認めたものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、所有者又は居住者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 所有者及び居住者の同意を得ていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (5) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (6) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

3 市長は、交付の決定を受けた者が前項の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

4 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第2項第3号から第6号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、当該倒壊予防策に要する経費に補助率（100分の50）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の倒壊予防策に要する経費の限度額は、14,300円/㎡とする。

3 補助金の額は、一の敷地につき15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、工事に着手する前に、平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて行うものとする。

2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象事業費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を交付申請書に添えて提出

しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付等決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付及び不交付の決定通知は、平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付・不交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(倒壊予防策の着手)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けるまでの間は、倒壊予防策に着手(施工者との契約を含む。以下同じ。)することができない。

2 前条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者は、当該通知書の受領後、速やかに倒壊予防策に着手するものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第9条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更及び中止の申請は、平塚市ブロック塀等倒壊予防策計画変更・中止承認申請書(第3号様式)に関係書類を添えて行うものとする。

(変更等決定の通知)

第10条 規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、平塚市ブロック塀等倒壊予防策計画変更・中止承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、倒壊予防策の終了後、速やかに、平塚市ブロック塀等倒壊予防策完了実績報告書(第5号様式)にブロック塀等の除却が確認できる全景写真その他別に定める書類を添えて行うものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあつては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を実績報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金額確定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(補助対象者の義務)

第14条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、第3条に規定する危険なブロック塀等を除却した者は、除却後に建築基準法令に違反した工作物を設置してはならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象事業費とする場合にあつては、申請者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確

定した場合には、平塚市ブロック塀等倒壊予防策消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（適用除外）

第16条 次の各号のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は、適用しない。

(1) 平塚市建築行為に係る狭あい道路整備要綱（昭和60年訓令第2号）第8条の規定による物件移転補償を受けるブロック塀等の除却工事

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴う工事

(3) 国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事

(4) 既にこの要綱（平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱（平成16年4月1日施行、平成21年4月1日廃止）を含む。）に基づき補助金の交付を受けた倒壊予防策

(5) 国及び地方公共団体その他の公共団体から補償を受けるブロック塀等の除却工事（財産の処分の制限）

第17条 規則第15条の規定による市長が別に定める期間は、10年とする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱の廃止）

2 平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について、適用し、同日前に、廃止前の平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

（補助金額の時限措置）

4 平成30年9月20日から令和8年3月31日までの間、非課税世帯における第5条の規定の適用については、同条第1項中「（100分の50）」とあるのは、「（100分の100）」とし、同条第3項中「15万円」とあるのは、「30万円」とする。

（有効期限）

5 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日（平成23年3月29日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。